平成２３年（フ）第１４０号
相模原市南区東林間１丁目21番32号
債務者　松谷浩二こと　朴　　元一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲733番地５
債務者　羽入　千乃
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２２号
富山県高岡市向野町６丁目６番地22、住民票上の住所富山県高岡市定塚町７番６―203号サンハイムトーカン
債務者　眼瀧　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１２号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－４棟514号
債務者　忠地　敬仁
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－４棟514号
債務者　忠地　味香（債務発生時の姓塩田）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
京都市右京区太秦安井辻ノ内町19番地８
債務者　大八木　真
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
京都市北区上賀茂西河原町20番地３
債務者　福永留利子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
京都府向日市鶏冠井町山畑21番地の８
債務者　片山　勝已
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５１号
京都市中京区西ノ京御輿岡町15番地
債務者　工匠かわいこと　川合　正行
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
堺市南区茶山台２丁３番４―105号
債務者　木谷美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
堺市中区土師町２丁27番37―303号
債務者　原田　幸代
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
堺市堺区戎之町東１丁１番25―501号
債務者　高良　正信
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
大阪府羽曳野市島泉６丁目10番18号
債務者　池田　秀和
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
大阪府藤井寺市大井４丁目６番42号、前住所大阪府藤井寺市沢田１丁目26番32号
債務者　家庭料理の店和こと　今泉　和子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
大阪府松原市天美西２丁目１番20―207号、前住所大阪府松原市河合２丁目438番地の４　505号
債務者　井上　孝彦
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
大阪府松原市一津屋３丁目３番11号
債務者　植松　大樹
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
堺市西区鳳北町８丁440番地１　エクセル鳳502号
債務者　加古　光治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係